

## 参 照

本文中では※表示

### P 1

#### □ものづくり産業

本計画においては、広義に解釈した「ものづくり産業」として文言を使用しており、日本標準産業分類による区分とは異なる。

#### □建設産業政策大綱(H7～22年度) 国

建設産業の自信と活力を回復するために示した新しい競争時代の構造と政策の基本方向。

#### □北海道建設業振興アクションプラン(H10～19年度) 道

本道建設業の進むべき方向(指針編)と具体的な取組方策(事業編)を示し、建設業界と行政機関の取り組むべき事項を明確化した実行プログラム。

#### □建設業等のソフトバンク対策(H14年度～) 道

公共投資の縮減から、地域の経済や雇用への影響を最小限に止めるため、経営戦略指導事業などの建設業本業の経営体質強化対策や新分野進出を支援するためのセミナーなどの新分野進出対策を柱とする全庁的な取組。

#### □新たな行財政改革の取組みの見直し(H20～26年度) 道

道の行財政構造改革を確実なものとし、持続可能な財政構造の構築を図るため、平成18年に策定した「新たな行財政改革の取組」の見直し。

### P 8

#### □未収金・未払金勘定

賃貸料等のように、継続的な契約で支払いを受けていない未収収益以外で、機械などの固定資産売却やサービスの提供によって発生した債権が未収金。車両などの固定資産、配当金、役員賞与などで債務として確定した経費が未払金。

#### □完成工事高

工事が完成し、その引き渡し完了したものについての最終総請負高。

#### □建設生産物、建設生産システム

建設生産物は、道路、河川、砂防、都市、造園、建築などの公共工事、民間工事により建設される物で、建設生産システムは、建設生産物の企画、設計、施工、維持管理までの一連の行程に係る体制。

### P12

#### □新・北海道総合計画(H20年度から概ね10年) 道

長期的視点に立って、道政の基本的な方向を総合的に示した計画。

#### □北海道新生プラン・第Ⅱ章(H19～22年度) 道

知事が公約として掲げた政策を任期中に着実に実施していくための実行プラン。

#### □北海道経済活性化戦略ビジョン(H19～22年度) 道

経済界・産業界をはじめとする関係者が一体となった取組を進めることができるよう、全ての産業分野を対象とした総合的な経済活性化の取組。

#### □構造改善戦略プログラム(H7～11年度) 国

「建設産業政策大綱」の実現に向けて、構造改善を推進するための実行プログラム。

□建設産業構造改善推進3ヶ年計画(H12～14年度) 国  
構造改善を推進するため3年間で重点的に実施するべき実行計画。

□建設産業構造改善推進プラン2004(H16～18年度) 国  
構造改善を推進するため3年間で重点的に実施するべき具体的な推進事業。

#### □建設産業政策2007(H19年度～) 国

「建設産業政策大綱」以降の状況変化に対応するために示した構造改革の方向と建設産業政策。

#### □投資的経費

道路、橋梁、公園、道営住宅の建設等、社会資本の整備に要する経費で、その効果が長期間にわたって持続する経費。普通建設事業費(補助事業費、単独事業費、国直轄負担金、施設等建設費)と災害復旧事業費、失業対策事業費に分類される。

### P14

#### □建設ホットライン

建設工事の請負契約上のトラブルに関する相談窓口として、平成17年に建設部に設置。

### P16

#### □エンドユーザー

道路、住宅などの建設生産物の利用者や最終消費者。

#### □一般競争入札

発注者が公告をもって不特定多数の者を誘引して申し込みをさせる方法により競争させ、最も有利な条件で申し込んだ者を契約の相手方として決定する入札方法。

### P17

#### □工事施行成績評定

道発注工事が、設計図書や契約内容に沿って適切に実施されているかを、施工体制や出来形などを審査項目として、監督員や検査員などが行う評定。

### P18

#### □低入札価格調査制度

工事等の発注において、契約内容に適合した履行の確保や行き過ぎた低価格での入札の防止を図るため、一定の基準価格を設定し、それに満たない価格で入札を行った者については調査を行い、適切な履行がされると認められる場合に、落札者として決定する制度。

#### □最低制限価格制度

工事等の発注において、契約内容に適合した履行の確保や行き過ぎた低価格での入札の防止を図るため、一定の最低制限価格を設定し、予定価格の範囲内であつ最低制限価格以上の価格で入札を行った者を落札者とする制度。

#### □リース農地

企業が市町村等から協定に基づき、借り受けしている農地。

### P19

#### □インターンシップ

学生・生徒に望ましい勤労観や就業感を身につけさせるため、在学中に企業などで行う就業体験。

### P20

#### □施工体制台帳・施工体系図

建設業法により、工事の適正な施工を確保するため、工事現場ごとに作成することとされている、下請負人の商号や工事の内容・工期などを記載した台帳が施工体制台帳。その各下請負人の施工の分担関係を表示した図が施工体系図で、工事現場の見やすい場所に掲げることとされている。